

新潟市行政サービス等民間提案評価会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市行政サービス等民間提案制度の実施にあたり、学識経験者等の第三者の立場にある専門委員から、新潟市行政サービス等民間提案制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)

第4条第3号に規定する民間提案の内容の評価をいただくことを目的として、新潟市行政サービス等民間提案評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

第2条 評価会議は、次の事項について評価を行う。

(1) 実施要綱第8条に規定する視点の評価に関すること

(2) その他市長が必要と認めること

(開催期間)

第3条 評価会議の開催期間は、平成26年3月31日までとする。

(委員構成)

第4条 評価会議は、委員5名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

(1) 学識経験を有する者

(2) NPO法人等の職員

(3) 経済団体等の職員

(4) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第5条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第7条 評価会議は、必要の都度市長が招集する。

2 評価会議は、提案者の提案書類を基に、各委員が提案者および所管課にヒアリングを行い、評価することとする。

3 評価会議は、新潟市情報公開条例第6条第3号アの規定により非公開とする。

(庶務)

第8条 評価会議の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。